

平成30年10月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 平成30年10月19日(金) 13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請  
について

議案第2号 農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請

議案第3号 双葉町農業委員会規程の一部改正について

5. 出席農業委員

議席1 鵜沼久江委員 議席2 高木幸恵委員 議席3 大橋利一委員

議席4 木幡 治委員 議席5 吉田晴男委員 議席6 西尾富雄委員

議席7 欠 席 議席8 泉田健一委員

出席農地利用最適化推進委員

渡部忠吉委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

産業課長兼農業委員会事務局長 志賀 睦

主査(併任) 大和田 千歳

7. 開 会(事務局長)

○志賀事務局長

それでは、ただいまより、双葉町農業委員会10月定例総会を開催いたします。会長から挨拶をお願いいたします。

8. 会長挨拶

皆さまこんにちは。最近の新聞の報道を見ますと、米価が4年連続値上げになったよう

です。福島県産の「ひとめぼれ」が、60kg当り14,670円という公表がありました。米の価格が上昇することはとても喜ばしいことですが、一方では、米の需要は毎年、減少傾向が続いています。どう評価していいか疑問なのですが、今後、見守っていきたいと思います。双葉町の特定復興区域はもとより帰還困難区域も2020年までに除染を実施するというような報道がありました。いずれも4~5年で解除を目指す方針となっているようです。これも自分ではどうすることもできないので、見守るしかないのですが、一日でも早い解除方針の実施・実行を望みたいものです。以上です。

## 9. 議 事

### ○志賀事務局長

どうもありがとうございました。

双葉町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となります。会長よろしく願いいたします。

### ◆議長（泉田会長）

議事に入る前に澤上 榮 委員、農地利用最適化委員 吉田 善一 委員 高田 喜寿 委員 より欠席の旨、連絡がありましたので報告いたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年10月定例総会を開催いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

### ○志賀事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

（会務報告を朗読）

### ◆議長（泉田会長）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人についてお諮りをいたします。

議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、会長が指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なしの声」）

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には2番 高木 幸恵 委員、4番 木幡 治 委員の両名を指名いたします。

続いて日程第2、議案第1号「農地法第5条第1項に基づく農地転用の許可申請について」を議題とします。それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の定例総会の資料の3ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について農地法第5条第1項及び同法施行令第3条の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので審議に付す。平成30年10月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

次のページをご覧ください。

内容につきましては、「町道中田観音堂線外配水管布設工事」に必要な現場事務所及び資材置場の設置を行うための農地の一時転用申請になります。転用期間は許可日から平成31年2月28日まで予定しております。対象地は長塚字寺内前\*\*\*\*\* 他3筆 地目はいずれも 田 面積 合計 \*\*\*\*\*平方メートルとなります。そのうち\*\*\*\*\*平方メートルを造成いたします。土地所有者は\*\*\*\*\*となります。寺内前\*\*\*\*\*については仮設事務所の設置及び資材置場として利用し、雨水は排水路へ放流、汚水は仮設トイレの設置を行い放流はいたしません。寺内前\*\*\*\*\* 他2筆は資材置場のみの利用予定です。借地全面に高強度の土木シートを敷設し、その上に保護砂を敷き、工事完了後は撤去し農地に戻す計画となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

◆議長(泉田会長)

暫時、休議します。

◆議長(泉田会長)

会議に戻します。

本件にかかる調査結果を調査委員である大橋利一委員から報告願います。

○大橋委員

この案件につきまして、平成30年10月9日(火)に現地確認をいたしました。申請内容に相違ないため許可相当と判断いたします。以上報告いたします。

◆議長(泉田会長)

只今、担当委員から報告がありましたが、質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第1号の農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用の許可申請について」を議題といたします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料27ページをご覧ください。

議案第2号 「農地法第5条第1項の規定に農地転用の許可申請について」 農地法第5条第1項及び同条第3項の規定に基づき、農地転用の許可申請があったので、審議に付す。平成30年10月19日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、福島県発注の、戎川の災害復旧工事を受注した田中建設株式会社で、工事用仮設道路の設置及び資材の仮置場として使用するための農地の一時転用申請になります。一時転用期間は許可日から平成31年3月29日までとしており、対象地は長塚字町東\*\*\*\*\* 他1筆 地目 畑 合計\*\*\*平方メートル。いずれも土地所有者は\*\*\*\*\*です。南北方向に幅\*\*\*m、延長\*\*m、\*\*\*\*平方メートル分に仮設道路を設置し、残地分\*\*\*\*平方メートルを資材置場として利用し、雨水は敷地境界に土のうを配置し、河川側に放流し、汚水は仮設トイレの設置を行い放流しない計画となっております。借地全面に土木シートを敷設、30cm盛土をし、その上に10cmの敷砂利をします。工事完了後は撤去し農地に戻します。ご審議よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

◆議長(泉田会長)

本件にかかる調査結果を調査委員である大橋利一委員から報告願います。

○大橋委員

この案件についても平成 30 年 10 月 9 日（火）に現地確認をいたしました。申請内容に相違ありませんので、許可相当と判断いたします。以上報告いたします。

◆議長(泉田会長)

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第 2 号の農地転用の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

議案第 2 号の農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第 3 号の「双葉町農業委員会規程の一部改正について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○志賀事務局長

それでは皆さまのお手元の資料 5 1 ページをご覧ください。

議案第 3 号「双葉町農業委員会規程の一部改正について」、双葉町農業委員会規程（平成 30 年 7 月 9 日農委訓令第 1 号）の一部を改正したいので審議に付す。

平成 30 年 10 月 19 日提出。双葉町農業委員会会長 泉田 健一。

内容につきましては、双葉町農業委員会及び双葉町農業委員会会長印が破損しているの  
で、新調し、双葉町農業委員会職務代理者之印を新たに作成いたします。また、双葉町農  
業委員会印を双葉町農業委員会之印に、双葉町農業委員会会長印を双葉町農業委員会会  
長之印にし、縦書きから横書きに変更するものです。

同時に、双葉町農業委員会会長之印の縦横サイズを 17 ミリから 18 ミリに変更いたします。

また、双葉町農業委員会会長職務代理者之印も 18 ミリサイズにし、横書きにいたします。

双葉町農業委員会事務局長印につきましては、作成して間もないため、今回は新しくいた  
しませんので、縦横サイズ 17 ミリ、縦書きのままとなります。以上でございます。ご審議

よろしくお願ひしたいと思ひます。

◆議長(泉田会長)

ただいま、事務局から説明がありました。皆様からご意見、ご質問ありませんか。

(なし)

◆議長(泉田会長)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の双葉町農業委員会規程の一部改正については、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

◆議長(泉田会長)

異議なしと認めます。

以上で、本日の提出された議案は、すべて終了いたしました。

閉会時間 13時57分

10. 協議事項

引き続き、下記事項について協議。

(1) 平成30年10月定例総会の開催及び日程について

(2) その他

・なし

引き続き、下記事項について事務局より報告。

(1) 水道管布設替工事に伴う農地の一時使用について

(2) その他

・なし

(閉会時間 14時5分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 泉田 健一 ⑩

議事録署名人 高木 幸恵 ⑩

議事録署名人 木幡 治 ⑩